

令和元年度 東谷地区町政懇談会

日時：令和元年5月22日（水）
午後7時～午後8時30分
場所：谷口公民館

1 挨拶 立山町長 舟橋 貴之

2 懇談会

(1) 町からのお知らせ

- ① 上段東谷丘陵立木伐採事業（農林課） ……資料1
- ② 町文化情報発信ステーションの工事概要（教育課） ……資料2
- ③ 農業集落排水事業使用料改定（水道課） ……資料3
- ④ 浄化槽設置管理事業（水道課） ……資料3

(2) 意見交換

3 閉会

上段東谷丘陵立木伐採事業

1 目的

- ① 土砂崩れなどの災害発生を防止し、地域の住民の方々の安全・安心と鳥獣被害対策に役立てる。
- ② 当地区の美しい田園風景が見渡せるようにし、観光振興を図る。

2 実施内容

- ① 東谷・上段地区にかけて広がっている帯状傾斜地の森林の整備として、雑木の伐採を行う。
- ② 伐採した木材は、薪やチップ材などにして販売・活用を行う。
- ③ 伐採後の土地利用として、町内外で需要が高まっている柚子の植栽を行う。植栽後の維持管理は、自伐型林業者と農業女子等で行う。

3 財源

【東谷地区】：山村活性化交付金事業を活用

(国事業を活用し、2年間の予定)

【上段地区】：森林・山村多面的機能発揮対策交付金事業を活用

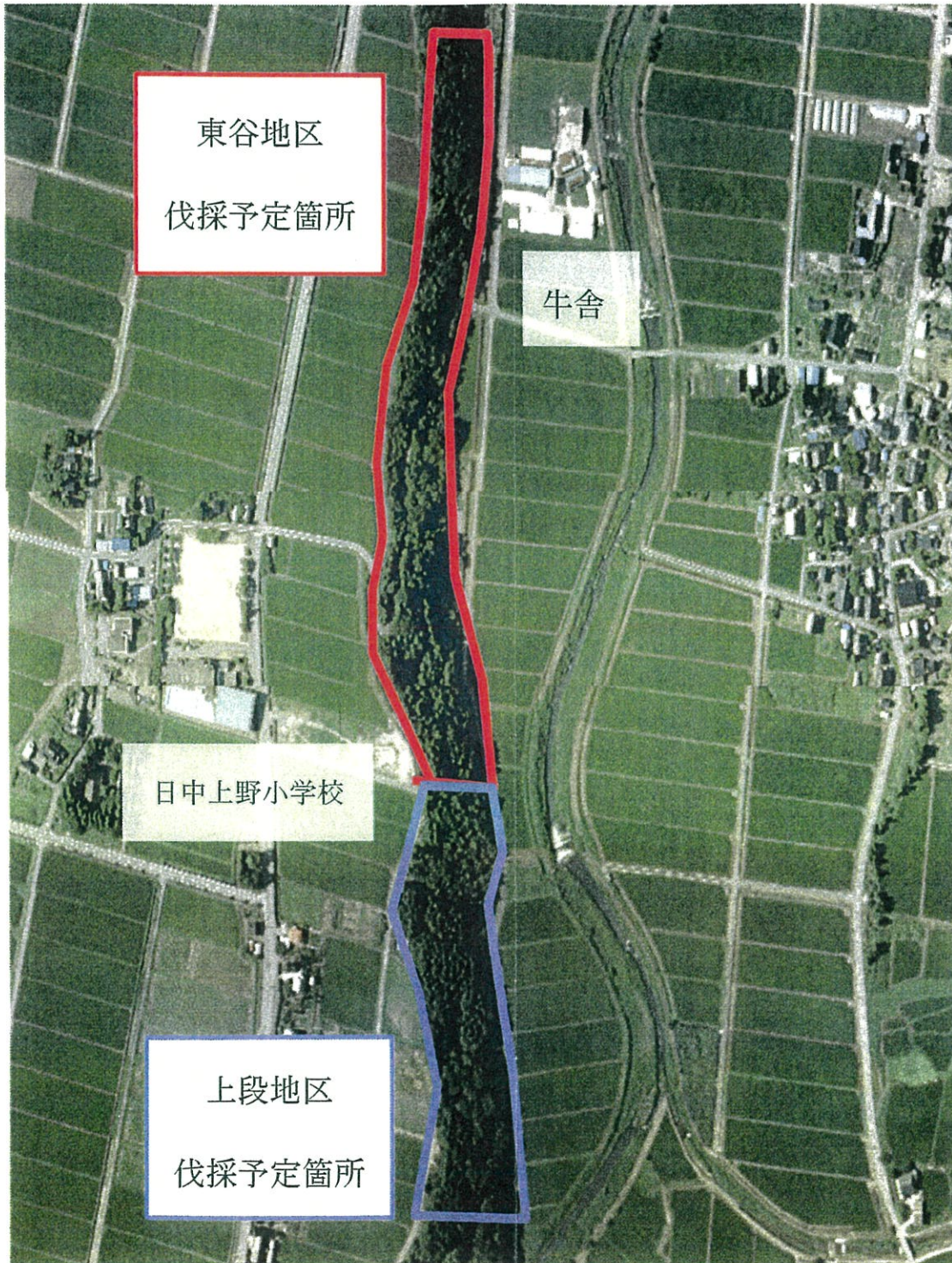
(国事業を活用し、3年間の予定)

4 スケジュール

	2019(令和元)年度					2020(令和2)年度					2021(令和3)年度				
	4月	6月	9月	12月	3月	4月	6月	9月	12月	3月	4月	6月	9月	12月	3月
東谷地区 山村活性化交付金事業 計画策定・申請・交付決定 地権者 同意 伐採等実施 柚子 植栽	↔					↔					↔				
上段地区 森林・山村多面的機能発揮対策交付金事業 計画策定・申請・交付決定 地権者 同意 伐採等実施 柚子 植栽	↔					↔					↔				
地籍調査	基礎調査					測量・立会					測量・閲覧				

5 皆さまにお願いしたいこと

- ① 町から地権者さまへ伐採にかかる費用を求めない代わりに、伐木などの所有権は町に帰属することへの同意
- ② 期間を定めた柚子植栽事業への同意と、地代を求めないことに関しての同意。



町文化情報発信ステーションの工事概要

●誘致企業の概要

企業名

 **Ringrow** リングロー株式会社

本社：東京都豊島区西池袋5-1-3 メトロシティ西池袋4階

再利用事業

中古IT・OA機器（パソコン・プリンター・サーバー・タブレット・スマートフォン等）の買取、再生産、販売、修理、アフターサポート等

廃校活用事業

いったん廃校になった学校をITや地元の力で再生し、さまざまな体験を提供。地元のシンボルであった学校を起点に、地域をもう一度元気にするプロジェクト。

●スケジュール（予定）

<令和元年>

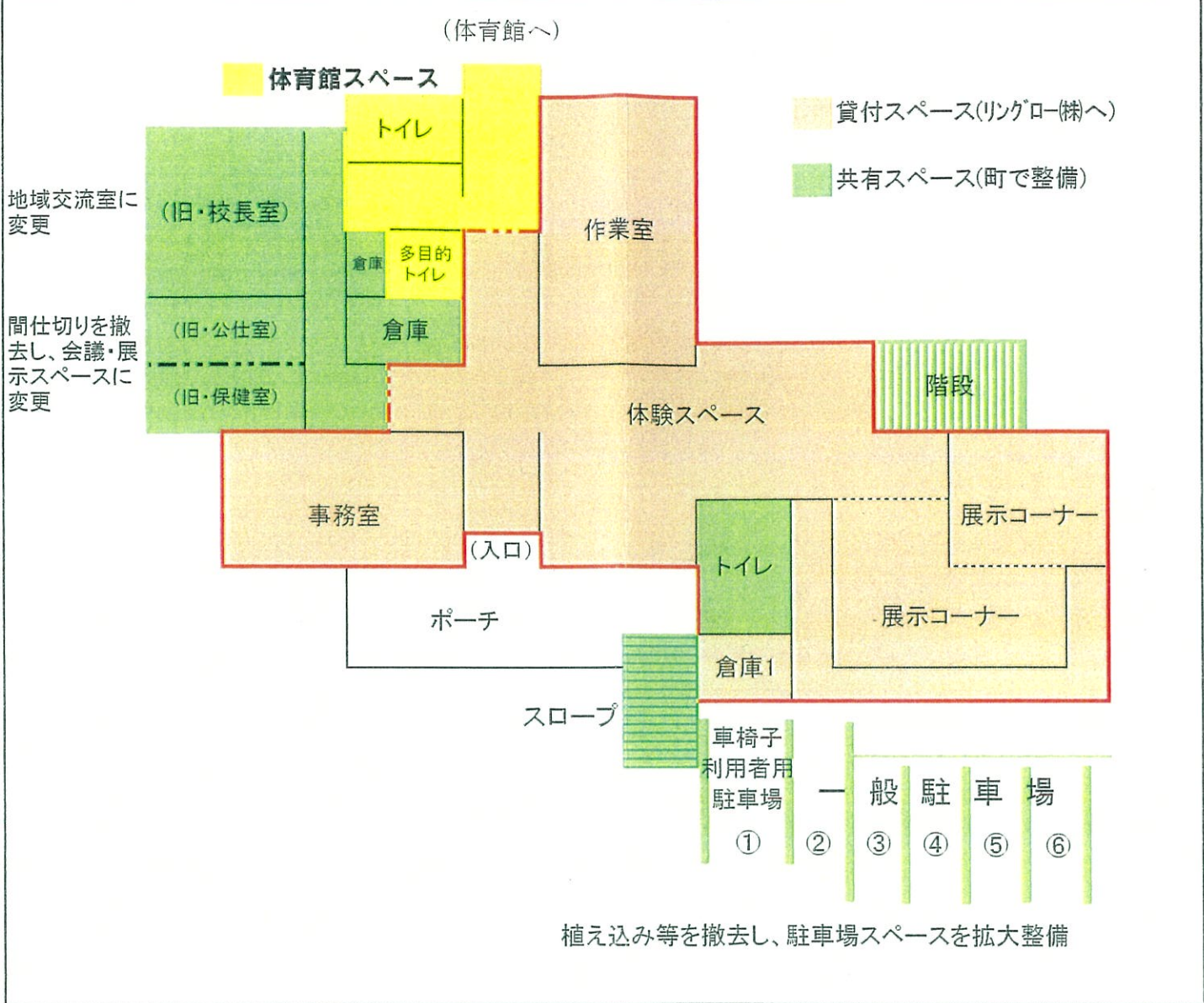
5月29日	地区役員への説明会（リングロー(株)及び町教育課参加）
4月～6月	実施設計業務
6月	リングロー(株)と協定書を締結 日中上野小学校へ文化財（1階展示物）を移動
7月～12月	収蔵庫、共有スペース整備、外壁改修工事
10月	リングロー(株)へ町文化情報発信ステーションを貸付け （リングロー(株)にて内装工事の実施）

<令和2年>

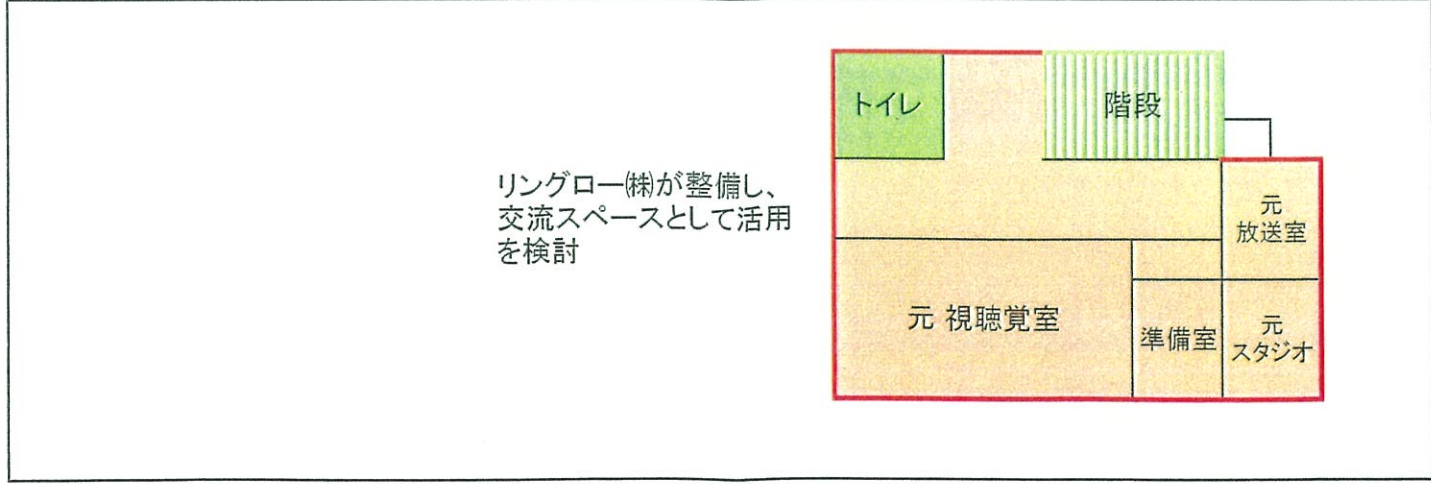
1月～3月	駐車場整備、バリアフリー化工事
4月1日	町文化情報発信ステーション（集学校）オープン

年度	令和元年度（平成31年度）											
実施項目	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
設計業務	実施設計業務											
内部改修			1F文化財移動		収蔵庫・共有スペース整備工事							
外部改修				外壁改修工事								
駐車場整備											駐車場整備工事	
バリアフリー化										玄関等バリアフリー化、トイレ改修ほか		
リングロー工事							10/1～リングローへ貸付 貸付スペース整備工事					

立山町埋蔵文化財センター 【1階平面図】



立山町埋蔵文化財センター 【4階平面図】



農業集落排水事業使用料改定

中新川広域行政事務組合の公共下水道事業の料金改定に併せて、農業集落排水事業の料金も下記のとおり改定します。(白岩、新瀬戸、四谷尾、千垣・芦峯寺、日中・福田の5処理区)

使用者の方には、令和元年12月請求分(11月使用分)から、新料金での請求になりますのでご注意ください。

※令和元年10月1日以降に下水道の使用を開始する場合は、11月請求分(10月使用分)より新料金での請求になります。

使用料表		改定前 (~令和元年9月30日)	改定後 (令和元年10月1日~)
一般用	基本料金 (0~10 m ³)	1,512 円	1,760 円
	従量使用料 (11 m ³ ~)	172.8 円 / m ³	198 円 / m ³
公衆浴場用	基本料金 (0~200 m ³)	15,120 円	15,400 円
	従量使用料 (201 m ³ ~)	86.4 円 / m ³	88 円 / m ³

(例) 一般家庭料金負担 ※一般家庭の月間平均使用量は20 m ³	
1か月当たりの排除汚水量	20 m ³
改定前 (~令和元年9月30日)	3,240 円
改定後 (令和元年10月1日~)	3,740 円
差引き(参考)	+500 円

※改定前:消費税8%として算出
改定後:消費税10%として算出

浄化槽設置管理事業

町では、申請があった住宅などに対して合併処理浄化槽を設置し、維持管理も行う「浄化槽設置管理事業」を行っています。個人で設置するよりも負担が少なく済みますので、ぜひご活用ください。

●対象・分担金(税込み)

▷ 230,000 円:住宅

▷ 57,500 円:町内会が所有する公民館、集会場や児童遊園地など

※人槽(容量)にかかわらず一律

●使用料

▷ 基本料金(10 m³以下の分)

⇒ 1,512 円(税込み)

▷ 超過料金(10 m³を超える分)

⇒ 1 m³につき 172.8 円(税込み)

※消費税は8%として算出しています。

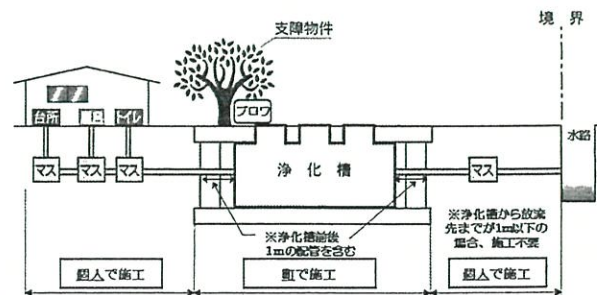
令和元年10月1日からは、10%として算出します。

※設置後は町が維持管理を行います。

設置から15年経過後は、浄化槽を個人へ譲渡し、個人で維持管理いただく予定です。

整備対象区域 (令和元年3月1日現在)			
池田	六郎谷	目桑	谷
伊勢屋	長倉	小又	松倉
座主坊	末谷口	宮路(一部)	吉峰野開
栃津	東中野新	横江	天林集落

●工事区分図



※支障物件の撤去・移転・復旧費用は個人負担です。

(問い合わせ先) 水道課水道管理係 076-462-9959